

和歌山県移住者農林水産就業補助金交付要綱取扱要領

平成24年4月	2日	制定
平成24年9月	20日	改正
平成25年4月	1日	改正
平成26年4月	1日	改正
平成27年9月	7日	改正
平成28年4月	1日	改正
平成29年4月	1日	改正
令和元年5月	1日	改正

和歌山県移住者農林水産就業補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び和歌山県移住者農林水産就業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

第1 補助金の交付の対象となる個人

要綱第3条に規定する補助対象者は、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 事業実施年度内に農林水産業にて独立経営を開始し、次のいずれかの要件を満たすこと。

【農業】一定規模の耕作（例：露地野菜10a以上、施設野菜5a以上若しくは果樹20a以上等）、又は一定規模以上の畜産物を飼養（例：肉用牛（繁殖経営）5頭以上若しくは採卵鶏300羽以上等）すること。

【林業】一定規模の建築用材又は特用林産物（例：センリョウ5a以上、シキミ30a以上、サカキ50a以上、製炭4,000kg（年間）以上等）を生産すること。

【漁業】組合員資格を有すること。

(2) 事業実施年度の4月1日時点において、年齢が60歳未満かつ移住した日の翌日から起算して3年を経過しない者

第2 補助金の交付の対象経費

要綱第5条に規定する対象経費は、次のとおりとする。

(1) 就業に要する機械設備・工具器具等の購入・賃貸・修繕に要する経費、消耗品費、委託料、使用料及び賃貸料、家賃、光熱水費、その他知事が特に必要と認める経費（自らの住居に係る経費を除く。）

(2) 国及び他の地方公共団体による補助金の交付対象となっていない経費